

介保発第 000545 号
令和元年(2019年)9月20日

関係各位

熊本市 介護保険課長
(公印省略)

令和元年(2019年)10月からの消費税率引き上げに伴う住宅改修費及び福祉用具購入費について

平素より本市の介護保険行政にご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、令和元年(2019年)10月1日からの消費税率引き上げに伴う本市は次のとおり取り扱いますのでお知らせいたします。

1 住宅改修費について(工事完了日を基準とします)

※居宅介護(介護予防)住宅改修費請求書の工事完了日の日付を確認します。

(1) 工事完了日が令和元年(2019年)9月30日以前の場合

事前申請時と同様、消費税率は8%が適用されます。

(2) 工事完了日が令和元年(2019年)10月1日以降の場合

事前申請時は8%であっても、消費税率は10%が適用されます。

2 福祉用具購入費について(引き渡し日を基準とします)

(1) 引き渡し日が領収日と同じ場合

ア 領収日が令和元年(2019年)9月30日以前の場合

消費税率は8%が適用されます。

イ 領収日が令和元年(2019年)10月1日以降の場合

消費税率は10%が適用されます。

(2) 引き渡し日と購入日(領収日)が異なる場合

引き渡し日が9月30日以前であり、購入日(領収日)が10月1日以降の場合のみ、領収証に引き渡し日を記入してください。

熊本市 介護保険課 認定給付班 北崎 TEL096-328-2347